

平成21年度健康保険組合連合会事業計画

1. 平成21年度事業運営の基本方針（情勢認識と対応の方向）

医療保険制度：20年4月から新たな高齢者医療制度が施行されたが、制度の周知不足に端を発し75歳での年齢区分、年金からの保険料天引き等が社会的批判を受け制度の見直し論が高まった。これを受け、厚生労働大臣の下に「高齢者医療制度に関する検討会」が設置され、一年間を目途に制度の見直しが行われることとなった。

また、国の厳しい財政状況を背景として財務省を中心に制度間の財政調整論が根強く残っている。

（対応の方向）：17年に取りまとめた「新たな高齢者医療制度に関する提言」をベースに現時点における定量的検証も含め高齢者医療制度のあり方を再確認し、前期高齢者医療制度への公費投入、現行後期高齢者医療制度の65歳以上への拡大等を主張していく。また、制度間の財政調整については、12月に取りまとめた「財政調整・一元化阻止特別委員会の最終報告」の考え方により、その阻止に向けて取り組むこととする。

健保組合財政：新たな高齢者医療制度の施行により、特に前期高齢者納付金を中心に大幅な負担増となり、20年度予算で約9割の健保組合が経常赤字予算を組まざるを得ない状況となった。21年度も高齢者医療費の伸びは必至であり、健保組合財政は極めて厳しい状況である。

さらには、制度改正にともなう財政悪化を背景とした健保組合の大幅な保険料率引き上げや解散も発生し、健保組合運営の将来に大きな不安を投げかけている。

（対応の方向）：消費税、たばこ税の引き上げ等による安定した社会保障財源の確保を強く要請していくとともに、20年10月の常任理事会において承認された「健保組合の解散問題に対する健保連の対応」に基づく取り組みを継続し、極力解散組合を生じさせないことを目指す。

特定健診・特定保健指導：20年4月に保険者に義務化された特定健診・特定保健指導については、集合契約の遅れ（Bタイプ）、健診・保健指導結果データの送受信におけるエラーデータの多発等、まだまだ課題は山積されており、本制度は緒についたばかりという状況である。

（対応の方向）：制度定着への課題・問題点の集約につとめ、厚生労働省への要請、中央・各都道府県等における保険者協議会での協議等によりその解決を図る。

診療報酬体系・医療提供体制：医師の偏在問題、病院勤務医の疲弊問題等、医療提供体制に係る問題は多く、国民が安心して納得できる医療を受けられるためにも、速やかな改善が望まれる。

(対応の方向)：診療報酬体系の簡素・合理化とリンクした医療提供体制の構築に向けた活動に取り組む。そのためにも、19年度に取りまとめた「医療に関する国民意識調査」を基礎資料とし、「これからの医療提供体制と健保組合の役割」、「高齢者にふさわしい診療報酬体系等のあり方について」の提言等に基づき、その実現に向けた活動を継続する。

IT化：「社会保障カード」・「電子私書箱」等、医療分野のIT化は加速されている。

また、23年度のレセプトオンライン化の完全実施に向けた対応が本格化する。

(対応の方向)：「社会保障カード」・「電子私書箱」については、個人情報保護が確保される安心できるシステムを前提として、国民にとって利便性の高いシステムという視点にたって検討会での意見反映につとめる。

レセプトオンライン化については、「レセプト情報管理システム（拡張版）」の普及活動を推進する。

以上の情勢認識と対応の方向を基本とし、平成21年度事業の重点実施事項を次の通りとし、健保組合・健保連が一体となってこの難局を乗り越えていくこととする。

2. 平成21年度事業の重点実施事項

(1) 医療保険制度に関する政策課題への対応

- ① 高齢者医療制度の見直しの検討
- ② 財政調整・一元化の阻止
- ③ 健保組合の解散問題への対応
- ④ 協会けんぽの運営状況の把握と健保組合への影響への対応

(2) 特定健診・特定保健指導制度への対応

1) 特定健診・特定保健指導の制度運営安定化に向けた対応

- ① 厚生労働省や関係機関と特定健診等の円滑運営に向けた協議を行い、様々な課題・問題の解決を図る
- ② 健保組合の特定健診等の実施状況を踏まえた制度の改善策検討、策定
- ③ 健保組合の特定保健指導等の展開事例などを収集し全組合に情報提供

2) 集合契約の円滑履行への対応と保険者協議会との連携強化

3) 国の研修ガイドラインに準拠した特定保健指導実践者育成研修会等の開催

(3) IT化等に向けた諸活動への対応

- 1) 医療保険分野のIT化の進展に即した「健保組合IT基本構想」の展開
 - ① 「社会保障カード」・「電子私書箱」に関する検討会への適切な意見反映と共同情報処理センターの活用の検討
 - ② 全健保組合に対する医療保険分野のIT化に関するニーズ調査の実施
- 2) レセプトオンライン化等への対応
 - ① 「レセプト情報管理システム（拡張版）」未導入組合に対する普及活動の促進
 - ② 「再審査請求」レセプトにかかるオンライン請求（CSV 情報）対応の機能拡張開発
 - ③ レセプトの電子化・オンライン化を通じた業務の効率化促進
- 3) 特定健診・特定保健指導共同情報処理システムの定着と利用拡大の促進
 - ① サポートの充実とシステムの利活用を含めたフォローアップ操作説明会の実施等による利用者の立場にたった使いやすいシステム化の推進
 - ② 都道府県連合会への協力依頼、未利用組合への説明会の実施等による利用組合の拡大
- 4) 健保組合IT基本構想の第二次事業の試行実施
 - ① 健保組合IT基本構想の第二次事業として位置づけている全健保組合の特定健診結果・レセプトデータを集めたデータ活用に関する、特定健診・特定保健指導共同情報処理システム利用組合のデータによる試行事業の実施
 - ② 上記の情報をもとにした有識者によるデータ分析と、その結果を含めたデータ活用のためのパンフレットの作成
 - ③ 特定健診・特定保健指導共同情報処理システムに参画していない組合からのデータ提供方法の検討
 - ④ 第二次事業を安定的に運用するための諸体制の検討
- 5) 健保連イントラネットを通じた情報提供の強化
健保連イントラネットを活用し、健保組合並びに都道府県連合会へのタイムリーな情報提供による連携強化

(4) 診療報酬体系の簡素・合理化と医療費の適正化

- ① 医療資源の合理的な配分と効率的な医療提供体制の構築に資する診療報酬体系の確立を期した活動
- ② IT化に対応した簡素で合理的な診療報酬体系の構築に向けた活動
- ③ 支払基金における業務効率化による審査の充実・強化
- ④ レセプト点検・分析業務の推進

(5) 医療提供体制の改革に向けた活動の強化

「これからの医療提供体制と健保組合の役割（提言）」の実現に向けた活動の継続と強化

(6) 患者中心の医療の実現

けんぽれん病院情報「ぽすびたる！」の一部リニューアル及び医療情報提供の拡大、掲載内容の充実

(7) 健保組合の財政状況等を踏まえた交付金交付事業の実施

- ① 交付金交付事業の周知と、組合財政の安定に寄与する円滑な事業の実施
- ② 高齢者納付金等負担軽減交付金及び財政窮迫組合交付金の基準緩和策の検討（財源問題を含む）

(8) 制度間財政調整、制度一元化構想に対峙する広報展開

前期高齢者医療制度への速やかな公費投入、制度間財政調整、制度一元化構想に厳しく対峙する広報展開、また税・財政改革により社会保障の安定的財源を確保など組合制度の維持発展をテーマとする広報展開。

- ① 健保組合全国大会決議を基本に据えた新聞意見広告の出稿
- ② ①と連携した健保連の政策活動を周知するためのテレビ、Web サイトなどによる対外広報及び対内広報、支援広報の実施
- ③ 記者会見、論説委員との懇談、マスコミ各社の取材対応などマスメディア各社との関係強化

(9) 調査研究事業および基本統計調査の実施

- ① 医療制度改革に対応した調査研究事業の実施
- ② 健保組合に関する基本統計調査の実施

(10) 組織強化の推進と効率的な事業運営

- ① 健保連部長職の地区別担当制推進による会員組合との連携強化
- ② 既存事業の見直しと必要とされる事業への対応
- ③ 監事による監査の指摘事項への確実な対応
- ④ 健保会館のあり方の検討
- ⑤ 大阪中央病院の新運営方針による経営改善策の着実な推進

1. 医療保険制度に関する政策課題へ対応

(1) 高齢者医療制度の見直し

高齢者医療制度の見直しが前倒しで行われる状況となっていることから、65歳以上を対象とする別建ての制度を提案した平成17年の「提言」を踏まえつつ、前期・後期をひとつの制度に統合した場合の保険料、支援金、国庫負担、運営主体等のあり方について検討し、世代間の負担の公平、公費負担の拡大、費用負担者の運営への関与等を目指した高齢者医療制度の見直しの実現をはかる。税制改革による財源確保の必要性についても、強く主張する。

(2) 財政調整・一元化の阻止

財政調整・一元化阻止特別委員会がまとめたアクションプランと理論構築にもとづいて、財政調整・一元化の動きに対抗する。組合方式推進のための方策、交付金交付事業等の健保組合間の共同事業のあり方の検討など、特別委員会の最終報告が求めた今後の課題についても検討し、具体的な活動・対策を進める。

(3) 健保組合の解散問題への対応

健保組合は、21年度以降も厳しい財政運営が続くことが予想される。個別組合の財政分析を継続的に行い、政府に激変緩和措置のための補助金の適切な配分、前期高齢者医療制度の納付金算定方法の見直し等を求める。21年度の交付金交付事業による支援策についても検討し、実施に移す。

(4) 協会けんぽの運営状況の把握と健保組合への影響への対応

協会けんぽの運営状況を把握し、健保組合に情報提供するとともに、協会けんぽの保険料率や事業運営が健保組合の設立・解散に与える影響等を検討し、必要な対策を講じる。

2. 特定健診・特定保健指導制度への対応

(1) 特定健診・特定保健指導の制度運営安定化に向けた対応

- ① 厚生労働省や関係機関と特定健診等の円滑運営に向けた協議を行い、様々な課題・問題の解決を図る。
- ② 健保組合の特定健診等の実施状況や事業進捗上の障壁等を把握（調査）し、制度全体の見直し改善策を検討、策定する。これらの実現に向けては、関係方面に強く働きかけていく。

- ③ 健保組合の特定保健指導等の効率的展開方法や本会直営病院、共同設置保健師事業などにおける有効な事業実施事例を収集して取り纏め、全組合に情報提供する。
- (2) 集合契約の円滑履行への対応と保険者協議会との連携強化
- ① 集合契約により生ずる問題点や課題を洗い出し、その対応策を検討する。これらは保険者協議会中央連絡会、都道府県保険者協議会を通じて協議し、改善を図る。
 - ② 保険者協議会代表保険者の業務に伴う健保組合や連合会の事務負担の軽減と効率化を図るため、各種業務支援を行う。
 - ③ 保険者協議会における保険者間の情報交換や効率的運営などそのあり方について種々検討を行い、同協議会との連携強化を促進する。
- (3) 都道府県連合会に対する事業助成
- 都道府県連合会が実施する各種保健事業等に対して助成を行う。
- (4) 特定保健指導を中心とした保健師等保健指導事業の推進
- ① 特定保健指導を中心とした保健師共同設置事業を実施し、各連合会の当該活動を支援する。
 - ② 健保組合及び母体事業所に所属する保健師等の特定保健指導活動に資する各種情報の収集・提供を行う。
- (5) 特定健診・特定保健指導を中心とする各種研修事業の開催
- 保健師等専門職を対象に国の定める研修ガイドラインに準拠した特定保健指導実践者育成研修会や健保組合役職員を対象とする健康管理推進研修会を開催する。

3. IT化等に向けた諸活動への対応

(1) 医療保険分野のIT化の進展に即した「健保組合IT基本構想」の展開

「健保組合IT基本構想」は、平成19年度の厚生労働省「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン策定」に合わせて、健保組合自らが率先してIT化に取り組んでいくことを内外に明らかにしたものである。

その後、医療保険分野のIT化は、社会保障カードや電子私書箱に代表されるように、より具体化された形でその動きが加速している。そのため全健保組合がこうした動きに対応できるよう「健保組合IT基本構想」をもとに現状に即した展開を図ることとする。

加えて、下記の柱を中心として健保連としての考え方を明らかにする。

- ① 医療保険分野のIT化（特に社会保障カード、電子私書箱）に対して健保連の考え方を明らかにする。

- ② 協会けんぽや国保も特定健診やレセプト情報の活用を強化していくことが想定されているが、そうした四囲の動きに対応した事業の強化が求められる。その一環として健保組合における情報の標準化に向けての検討を行う。
- ③ 健保組合共同情報処理センターの有効活用を目途とした具体化を進める。
なお、上記の策定を行うために、全健保組合に対して医療保険分野の I T 化に対する実態調査を実施する。

(2) レセプトオンライン化等への対応

- ① 「レセプト情報管理システム（拡張版）」未導入組合に対する普及活動の促進
政府が決定した平成 23 年度からのレセプト原則オンライン化への円滑な移行を果たすために、「レセプト情報管理システム（拡張版）」未導入組合に対する普及促進活動を展開するとともに、同システムの導入に支障のある組合に対する具体的対応策を検討する。
- ② 「再審査請求」レセプトにかかるオンライン請求（CSV 情報）対応の機能拡張開発
国が策定する「再審査請求」レセプトにかかるオンライン請求の仕様にに基づき、平成 21 年度中に「レセプト情報管理システム（拡張版）」の再審査請求レセプトオンライン化対応等のための拡張開発を行う。
- ③ レセプトの電子化・オンライン化を通じた業務の効率化促進
電子化されたレセプトを効率的に審査・点検することや医療費分析等に資するよう活用するために、国および関係団体に対しレセプト様式等の改善に関する要請活動を展開する。

(3) 特定健診・特定保健指導共同情報処理システムの定着と利用拡大の促進

健保組合 I T 基本構想の第一次事業として位置づけられている「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」について、20 年度は特定健診・特定保健指導の度重なる厚生労働省の考え方の変更に対するシステム対応を第一義に考え、緊急対応を主軸に業務を遂行したが、21 年度においてはサポートの充実と本システムの利活用を含めたフォローアップ操作説明会を実施し、利用者の立場にたったより使いやすいシステムとすることを目指す。そのために、利用組合に対して、システム利用のアンケート調査を実施するとともに、利用組合との協議組織を設置し、利用組合の意向を把握できる体制作りを行う。

それとともに、本システムが、本来、事業の共同化の一環として、全組合参加を目指しての事業として位置付けているものであることから、都道府県連合会にも協力を呼び掛け、利用組合への説明会の実施等により利用拡大を目指す。

(4) 健保組合 I T 基本構想の第二次事業の試行実施

健保組合 I T 基本構想の第二次事業として位置づけている全健保組合の特定健診結果・レセプトデータの収集・活用について、次のとおり順次、実行に移していくこととする。

- ① 現在、特定健診・特定保健指導共同情報処理システムを利用している健保組合のデータを基に、第二次事業を試行的に実施する。
- ② 健保組合が活用できるデータ利用を目指すとともに健保連としての政策提言の基礎資料（都道府県連合会での活用含む）とするために有識者によるデータの利用・活用についての検討を行う。
- ③ 上記の実績と、それをもとにしたデータ活用のためのパンフレットを作成し、全健保組合に提供するとともに、第一次事業に参画していない健保組合からのデータ提供方法を検討する。
- ④ 第二次事業を安定的に運用するための諸体制の検討を行う。

(5) 健保連イントラネットを通じた情報提供の強化

健保連イントラネットは、健保組合への貴重な情報提供源として定着してきたが、今後とも健保組合ならびに都道府県連合会とのコミュニケーション手段として情報の充実を図ることとする。

4. 診療報酬体系の簡素・合理化と医療費の適正化

(1) 医療資源の合理的な配分と効率的な医療提供体制の構築に資する診療報酬体系の確立を期した活動

医療における資源配分の歪みやムダを是正し、効率的な医療提供体制を構築することによって、患者・国民が安心して納得できる医療を受けられるようにするため、医療保険の財源を適切に配分する診療報酬体系の確立を目指す。こうした観点から、中医協における審議に対応した活動を展開し、診療報酬体系の簡素・合理化、包括払いの拡充等を重点目標として取り組んでいく。さらに、中医協の「診療報酬改定結果検証部会」における検証作業や「診療報酬調査専門組織」の各分科会における検討状況をフォローする一方、次期改定に向けた課題と対策を検討する。

なお、実現活動にあたっては、中医協の支払側、とくに日本経団連、連合等との緊密な連携・協働を図るとともに、20年10月より中医協に参画した「協会けんぽ」とも連携を図っていくこととする。

① 急性期入院医療への対応

現行のDPCについては調整係数を廃止し、新たな機能評価係数を設定することとされているが、更なる包括払いの拡大に向け、蓄積されたデータの分析・評価に基づいて対象病院の基準や診断群分類のあり方、1入院当たり包括評価への移行、包括と出来高の適切な組み合わせ等について検討するよう求める。

② 外来医療への対応

総合的な診療に関する研修を受けた医師を評価するなど、患者を総合的に診ることのできる医師（総合診療医）の普及に向けた取組みを行うよう求める。また、20年度検証項目の外来管理加算も含め、初・再診料等の基本診療料のあり方について検討する。

③ 医療連携と在宅医療への対応

調査研究事業として実施した「在宅医療のあり方に関する調査研究」（平成19年度）及び「病院の在宅医療支援と地域連携のあり方に関する調査研究」（同20年度）の結果も踏まえ、医療機関、訪問看護ステーション等の連携強化と在宅医療の推進のための方策を検討する。

④ 後発医薬品の使用促進

平成20年度における中医協の検証状況を見極めつつ、使用拡大を図るための方策を検討する。そのため、20年度に発行した啓発用パンフレット「もっと教えて！ジェネリック医薬品Q&A」（改訂版）のさらなる活用や、健保組合における取り組み状況の把握に努め、一層の普及促進を図る。

(2) IT化に対応した簡素で合理的な診療報酬体系の構築に向けた活動

20年度答申の付帯意見で明記された診療報酬体系の簡素・合理化に向け、点数の包括化、統廃合、加算等の見直しのほか、個々の診療報酬項目の名称を国民に分かりやすいものとしていくよう、厚生労働省と協議・調整を行う。

(3) 支払基金における業務効率化による審査の充実・強化

① 支払基金が策定した「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」及び「手数料適正化の見通し」について引き続き検証を進めるとともに、診療報酬対策委員会、審査支払問題検討小委員会等で十分に協議し、効率化による具体的な数値目標の設定等、IT化に対応した事業運営上の改善と効率化を求めていくこととする。

② 医療機関におけるレセプト電算処理システムの普及、保険者へのレセプト電子データの提供及びオンライン化対応を支払基金の立場からも促進するよう求める。

- ③ 原審査の充実や支部間格差の解消等を通じて審査の充実・強化を図るため、支払基金に対し、更なる情報公開を要求するとともに、疑義レセプト事例の集積や原審査査定率データ等の集計分析に基づく問題点の検証を進め、支払基金に対し実態の改善を強く要請する。
- ④ 本会代表支払基金本部理事及び監事の活動をサポートし、支払基金の運営状況の把握に努める。併せて、支払基金支部幹事会運営の活性化を図るため、保険者代表幹事に対し適宜有益な情報提供を行うとともに、21年度においても保険者代表幹事全国会議を開催することとする。

(4) レセプト点検・分析業務の推進

本部及び都道府県連合会にレセプト専任・登録指導員を設置し、組合におけるレセプト点検業務を推進するとともに、特定健診・特定保健指導等に資するレセプト分析への取組みを強化する。併せて、本部主催でレセプト点検・分析に関する研修会の開催や各都道府県連合会のレセプト専任・登録指導員の意見交換会を実施する。そのほか、都道府県連合会が開催する研修会等に本部指導員の派遣等を行う。

(5) その他

- ① 介護報酬について、21年度介護報酬改定結果の動向を確認する。
- ② 療養費については、柔道整復療養費、鍼灸療養費等に関して、引き続き支給の適正化を期した情報提供や健保組合からの問い合わせ対応に努める。また、柔道整復師の受領委任に係る協定（20年12月締結）及び厚生労働省に対して要望している適正化に向けた事項の実現に向けた活動を展開する。

5. 医療提供体制の改革に向けた活動の強化

(1) 「これからの医療提供体制と健保組合の役割（提言）」の実現に向けた活動などの継続と強化

- ① 医療機関の機能分化と連携強化によって、患者中心の効率的で効果的な医療提供体制を構築することを求めた上記提言を実現するための活動を継続、強化する。とくに、患者を総合的に診る医師（総合診療医）の養成と普及・定着を図るため、関係審議会等において、医学部教育・医師臨床研修の改善や専門医としての認定制度の創設等を求める。
- ② 都道府県における医療計画の策定・進捗状況や協会けんぽの活動状況を把握し、健保組合代表の医療審議会委員等と情報交換・提供するなど、その活動を支援する。

- ③ 国の審議会の動向や診療報酬対策委員会の審議状況を見極めつつ、医療提供体制の検討WGにおいて検討すべきテーマが提示された際には、適宜開催して検討を進めていくこととする。

6. 患者中心の医療の実現

- (1) けんぽれん病院情報「ぼすびたる！」の一部リニューアル及び医療情報提供の拡大、掲載内容の充実

- ① 「ぼすびたる！」で情報を提供している病院（登録病院）数は約3,500（全病院の39%）で、一日平均のアクセス数は約7,000件に達しているが、今後とも未登録病院に対する情報提供依頼を継続し、更なる充実・拡大に努める。

本サイトは、「疾患名」のほか「検査」「手術」「治療」などからの病院検索が可能なことなど、他のサイトにはない豊富な機能と情報を持っており、被保険者や家族など利用者の目線に立って、適切な医療情報の提供に引き続き努める。

- ② 平成15年10月のオープン以来5年を経過したことに伴い、利便性、操作性にも配慮してWebサイトの一部リニューアルを図ることとする。見直しにあたっては、「ぼすびたる！実行委員会」、診療報酬対策委員会等の意見も反映して実施する。

7. 組合事業運営の円滑な推進

- (1) 各種研修会の継続実施

新任常務理事、新任事務長を中心にそれぞれに相応しい別個のプログラムにより、事業運営にあたっての心構えや必要な知識が習得できるよう支援する。また、職員については経験年数に応じた2種類の研修により、基礎的な知識の習得及び実務講座と演習による実践的な知識の習得ができるよう支援する。

- (2) 組合実務等に関する相談への対応と情報提供等の支援

組合実務経験者による実務支援体制を維持しながら、健保組合の運営や実務に関する照会・相談に対応する。また、都道府県連合会等が開催する実務研修会等への講師派遣依頼に対しても可能な限り対応するほか、健保組合の設立相談等にも適切に対応していく。

- (3) 健保組合の財政状況等を踏まえた交付金交付事業の実施

- ① 高額医療給付に関する交付金（高額医療費への対応）

平成21年度も100%交付とする。また、平成23年度レセプトオンライン化を踏まえた事業の対応を図る。

② 財政窮迫組合に対する交付金（財政窮迫組合への対応）

平成20年度からの医療制度改革等、健保組合を取り巻く運営環境の変化を踏まえ、厳しい財政運営を強いられる組合に対し引き続き支援するとともに、今後の支援のあり方を検討する。

③ 高齢者納付金等の負担を軽減する交付金

前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金等の負担が大きい組合に対し引き続き安定的な事業運営が図れるよう支援するとともに、今後の支援のあり方を検討する。

(4) 指定組合への対応

引き続き指定組合の実情把握に努めるとともに、指定組合に対する行政の指導・方針について協議していく。

8. 広報活動の効果的な展開

21年度広報事業は、健保組合全国大会での決議を基本として、前期高齢者医療制度への速やかな公費投入の実現、財政調整・一元化構想の断固阻止、税・財政改革による社会保障の安定的財源の確保など組合制度の維持発展をテーマとした広報展開を図る。意見広告を主軸とし、テレビCM等他媒体との連携による広報活動を行う。

この方針のもとに、「対外広報」、「対内広報」、「支援広報」の3分野における各事業を実施する。

(1) 対外広報

① 意見広告

前期高齢者医療制度への速やかな公費投入、財政調整・一元化構想阻止、税・財政改革による社会保障の安定的財源確保などのテーマを主要な候補として意見広告を出稿する。

② テレビCMの放映

サラリーマン層向け情報報道系の番組「ウェークアップ!ぷらす」(日本テレビ系)のなかで、引き続きCM「おはよう!けんぽれん」(60秒CM)を放送する。CM制作に際しては、制度関連情報、健康・医療情報を中心に作成し、意見広告との連携を考慮に入れた広報を展開する。またテレビCMの効果測定の方法について検討する。

③ その他媒体広告

ラジオCM(全国ネット)等については、意見広告、テレビCMとの連携を視野に入れた実施を検討する。

④ マスコミ対策

健保連の主張への理解促進を図るため、記者会見、論説委員との懇談を実施する。
また、マスコミ取材には積極的に対応する。

⑤ イベント（「すこやか健康フォーラム」、「すこやか健康教室」）の開催

すこやか健康フォーラム、すこやか健康教室の意義等を踏まえ、実施の可否を含めてあり方を検討する。

⑥ Webサイト

国民の目線に立った情報提供に努め、毎月5～7回の情報更新と3ヵ月に一度のメンテナンスを実施する。

(2) 対内広報

① 機関誌・紙の発行

「健康保険」、「健保ニュース」、「すこやか健保」については、各機関誌・紙の媒体の特性を踏まえ、健保組合の目線に立って発行する。

② イン트라ネットによる情報提供

健保連イン트라ネットを活用し「情報連絡メモ」、「健保組合広報資料」を提供、さらに「健保ニュース」をイン트라ネットでも提供する。

③ コンテストの実施

優れた健保組合の広報活動を顕彰することを目的に「健保組合広報誌、Web サイトコンテスト」を実施する。また10月の健康強調月間の事業の一環として「健康であることの喜び」をテーマとしたフォトコンテストを実施する。

(3) 支援広報

① 広報セミナー等の開催

健保組合が行う広報活動を支援するため、日帰りの広報セミナーを開催し、都道府県連合会等の要請に応じ広報研究会への講師を派遣する。また健保組合広報資料、けんぽフォトニュース、健康強調月間ポスター、政策広報リーフレットなどを作成し組合に配布、配信を行う。

② 広報媒体物の作成

健保組合広報資料については、利用組合の状況を考慮してそのあり方について検討する。

9. 調査研究事業および基本統計調査の実施

(1) 医療制度改革に対応した調査研究事業の実施

① 制度改革等における諸課題に対応するため、医療保険制度、医療・介護サービスの

提供体制、診療報酬体系および健保組合のあり方などについて、下記の調査研究テーマをはじめ、必要な調査研究を医療保障総合政策調査会において検討し、適時・適切に実施する。調査研究の成果は、本会の政策に反映させるなど有効に活用する。

1)健康保険組合論（医療政策と健保組合の役割）の構築（20-21年度）

（「医療政策と医療保険者に関するアンケート調査」を含む）

2)医療提供体制の機能分化・連携方策に関する調査研究

3)高齢者医療制度の見直しに向けた財政負担構造の分析

4)医療財源への消費税等の投入に関する理論構築

② 先進諸国の医療保障制度に関する調査、国際社会保障協会ならびに諸外国の関係団体・研究者との交流、外国からの調査団等の受入れ、わが国の医療保障制度や健保組合を紹介する英文パンフレットの作成など、国際活動に取り組むとともに、これら国際活動を通じて得られた海外の社会保障、医療保障の動向について、調査研究や機関紙掲載などの基礎資料として活用できるよう情報提供を行う。

③ 「社会保障年鑑」「健保連海外医療保障」を編集・発行する。「社会保障年鑑」は、改革の動向を的確に捉えた解説、新たな統計や資料の掲載、「健保連海外医療保障」は、諸外国の医療保険、医療政策を中心に、介護、雇用対策、少子化対策など社会保障制度全般にわたり、参考となる諸外国の動向を紹介し、内容の充実化を図る。

④ 図書室に社会保障を中心とする書籍、統計資料等を整備し、内外の閲覧に供する。

(2) 健保組合に関する基本統計調査の実施

健保組合の予算、決算、月報などの諸統計を整備・活用するとともに、集計作業の迅速化、各種シミュレーションの強化をはかる。

① 予算・決算データについては、通常集計の効率化（エラーチェック機能の整備等）をはかり、健保組合の直近の状況を早期に把握して、制度改革等に向けた基礎データとして活用する。

② 「健保組合の現勢」「年齢階級別調査」「事業年報」のほか、適宜実施する各種調査については、電子データ、イントラネットの活用により、一層の迅速化、省力化をはかる。

- ③ 健保組合の事業報告（月報）などの行政への電子報告については、厚生労働省とも連携・協力し、効率的な運営をはかる。
- ④ 健保組合の財政動向等、必要な推計・分析の迅速な提供に努めるとともに、これらを活用した様々なシミュレーションを行い、健保連の政策に反映させる。

10. 組織活動の強化

(1) 本・支部連携による組織活動の強化

健保連の本・支部連携による組織活動の強化を図ることとし、次の事項を中心に推進する。

① 健保組合と健保連の連携強化

健保組合と健保連のコミュニケーションの活性化をこれまで以上に図るために設置した「健保連部長職の地区別担当制」を活用し、迅速な情報の収集・提供に努め、連携の強化を図る。

② 都道府県連合会長会議、同事務局長等会議の開催

都道府県連合会長会議及び都道府県連合会事務局長等会議を通じ情報交換及び意見交換を図り、本部と都道府県連合会との連携を密にし、より強力かつ的確な組織活動を行う。

③ 地域懇談会の開催

本部と都道府県連合会間の「共通認識を深めるとともにより緊密な意思疎通を図る」ことを重点に開催する。

④ 都道府県連合会への支援等

各連合会が行う「基本的業務」の遂行に着目した財政支援を引き続き行うとともに、都道府県連合会事務局長等会議に併せ、意見・情報交換会を開催し、事業の事例紹介等を通じ、基本的業務推進の一助とする。

⑤ 情報の共有化とコミュニケーションの強化

イントラネットの活用により、常任理事会、理事会及び各種委員会等の情報を迅速に伝達する。

(2) 健康保険組合全国大会の実施

健康保険組合、健保連の主張を強くアピールするための全国大会を開催し、全組合の総意を結集し、政策・主張を広く訴える。

1 1. 本部の組織強化と効率的な事業運営の促進

- (1) 会員組合から期待される健保連の事業を円滑に実施する上で必要となる人材の育成・確保のため、評価制度の定着と職員の資質の向上を目的とした研修を実施する。
- (2) 既存事業の見直しと一層の効率化に努めるとともに、組合のニーズに応じた事業にも対応していく。
- (3) 引き続き監査の指摘事項への迅速かつ着実な対応を図る。

1 2. 大阪中央病院等の経営改善の強化

(1) 健保会館の運営の強化

「健保会館第2次中期経営計画」の2年目を迎え、より一層営業および管理面の強化に努めていく。

(2) 大阪中央病院の新運営方針による経営改善策の着実な推進

「大阪中央病院運営問題検討会」の検討による3ヵ年計画の最終年度を迎え、健診部門のさらなる強化や患者確保のための診療内容の向上を目指していく。また、周辺の診療所との連携強化や健保連大阪連合会を中心とする関西地区連合会との連携をさらに強化し、経営改善を図ることとする。

1 3. その他

- (1) 健康保険組合職員共済会事業の円滑な執行に努める。
- (2) 健康保険組合等の役職員永年勤続者の表彰を行う。
- (3) 健康保険組合関係功績者に対する厚生労働大臣表彰対象者の推薦を行う。